

# 令和4年度 後発医薬品安心使用促進に係る取組

## 1 地域別ジェネリックカルテの作成【継続】

### (1) 概要

地域ごとの後発医薬品の使用割合について、レセプトデータをもとに、医療機関の状況(院内処方・院外処方)、薬局の状況(一般名処方を後発医薬品で調剤した使用割合)、患者の状況(後発医薬品を拒否した割合)など、体系的に整理し、分析を行う。このような定量的な分析により、使用割合への影響度を明確化する。

(使用データ)区市町村国民健康保険、後期高齢者医療広域連合

### (2) 主な活用方法

- 地域ごとの分析結果を把握し、区市町村国保及び後期高齢者医療広域連合に提供するとともに、地域ごとの状況に応じて、有効と思われる安心使用促進策の例示を行い、各保険者が地区医師会・地区薬剤師会等の関係機関と連携した取組を推進できるよう引き続き支援する。
- 定期的に、地域ごとの使用割合の変化や区市町村の取組を把握・共有する。

## 2 医療関係者向け講演会の開催【継続】

### (1) 概要

後発医薬品の安心使用促進に向け、医療関係者の理解促進を図るため、医療関係者向けに講演会を実施

### (2) 実施方法

動画配信形式

### (3) 講演内容(予定)

都内及び他地域における取組事例の紹介(院内の選定・採用手順、使用ガイド付きの医薬品集等) など、後発医薬品に関する状況を踏まえて適宜テーマを設定

※ 令和4年8月時点では、令和3年度開催の講演会資料を東京都ホームページに掲載

### 後発医薬品安心使用促進に係る医療関係者向け講演会

#### 令和3年度

医療関係者等が後発医薬品の安心使用促進に向け連携して取り組む際の一助となるよう、厚生労働省、東京都薬剤師会及び全国健康保険協会東京支部の方々を講師にお招きして講演会を開催いたしました。(動画配信形式)

[講演会チラシ](#) (PDF: 121KB)

#### 開催日程

令和3年12月20日(月曜日) から令和4年1月28日(金曜日) まで

#### 講演資料

[厚生労働省「後発医薬品の使用促進について」](#) (PDF: 4,874KB)

[東京都薬剤師会「後発医薬品選択の指針について」](#) (PDF: 3,632KB)

[全国健康保険協会東京支部「All Tokyoで目指すジェネリック医薬品使用割合80%に向けて～協会けんぽ東京支部の取り組み～」](#) (PDF: 3,315KB)

### 3 普及啓発リーフレットのホームページ掲載【継続】

○ 東京都ホームページに以下のリーフレットデータ(PDF)を掲載し、保険者等がホームページやSNSで活用可能なものとしている。

#### ①後期高齢者向けリーフレット【令和2年度作成】

**ポイント1 安心**

皆さんが長年飲んできた薬について先発医薬品の特許終了後に、品質・有効性・安全性が同等であるものとして、国が認められたお薬です。

先発医薬品の特許期間満了

先発医薬品 → ジェネリック医薬品

皆さんが長年飲んで安心と認められたもの

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】に基づき製造販売が許可されています。

**ポイント2 飲みやすくなった薬も**

ジェネリック医薬品は、小型化・形状等の変更、味の改良など製剤工夫がなされているものもあります。

小型化  
小さくなって飲みやすくなったものもあります。

水無しでも飲める  
OD錠（口腔内崩壊錠）になったものもあります。

舌みをコーティング  
飲みやすくしているものもあります。

**ポイント3 低価格**

ジェネリック医薬品に切り替えると、お薬代の負担が軽くなります。

先発医薬品より開発費用が少なく済むので、一般的に先発医薬品よりも安くなっています。

たくさん飲む人は大きな節約に  
糖尿病などの慢性疾患で長期開業を使用する方や、複数の薬を使用している人ほど、薬計の負担が軽くなります。

#### ②子育て世代向けリーフレット【令和3年度作成】

わたしたちで考えることものおくすり  
お子さまのおくすり  
ジェネリックにしませんか？

東京都

licensed by TOKYO TOWER

子供の薬をジェネリックに変更するのはなんとなく心配。子供も安心して飲めるの？

メーカーをはじめ薬局や病院では、患者さんに安心して服用していただくために日々取り組んでいます。

- 国の承認後(注)も安全を確保するため、先発医薬品と同様に、国や都道府県がメーカーに立入検査等を実施しています。
- 医療機関や薬局では、おくすりを採用する時に情報を確認するとともに、その後も定期的な情報収集に努めています。

(注) ジェネリック医薬品とは、長い間使用された実績がある先発医薬品の特許期間終了後に、品質・有効性・安全性が先発医薬品と同等であるものとして、国(厚生労働省)が法律により認められたおくすりです。